

国立大学法人京都大学臨界実験装置（KUCA）設置変更承認 における申請書の添付書類漏れと対応方針

令和4年1月12日
原子力規制庁

1. 経緯

原子力規制委員会が令和3年3月17日に行った国立大学法人京都大学（以下「京都大学」という。）の臨界実験装置（KUCA）の設置変更承認^{※1}に関し、京都大学による申請（令和2年12月24日付け）に試験炉則^{※2}で必要とされる添付書類十一^{※3}が添付されていなかったことが判明した。令和3年12月10日に京都大学からその旨の報告があり、原子力規制庁はこれにより認識するに至った。

この添付書類十一は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第3条による炉規法^{※4}の改正（令和2年4月1日施行）により、試験炉の設置許可（承認）の要件として品質管理の体制等に関する基準適合性が要求され^{※5}、申請書の本文記載事項が追加された（本文9号）^{※6}ことに伴い、必要となったものである。

（時系列）

令和2年	4月	3条改正施行 既承認の試験炉については、炉規法第24条第1項（許可（承認）の基準）第4号に適合しているとみなされた。
令和2年	6月	経過措置に基づく本文9号に係る届出 これにより、炉規法第24条第1項（許可（承認）の基準）第4号への適合性、すなわち、品質管理体制が原子力規制委員会規則（「原子力施設の保安のための業務に

-
- ※1 添付書類十の「実験物の異常等による反応度の付加」について、評価における想定誤り（以下「想定誤り」という。）を踏まえて、申請がなされたもの。
 - ※2 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則
 - ※3 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
 - ※4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
 - ※5 炉規法第24条第1項4号
 - ※6 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（炉規法第23条第2項第9号に規定する申請書記載事項）

係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」) で定める基準へ適合していることが確認された。

令和2年12月 KUCA (想定誤り) 申請
令和3年 3月 KUCA (想定誤り) 承認

2. 変更承認の取り扱い

(1) 変更承認申請における添付書類十一の位置づけ

変更承認申請においては、品質管理体制等に係る事項(炉規法第23条第2項第9号)に変更がなく、他の事項(同項第2号から第5号まで又は第8号)について変更しようとする場合であっても、試験炉則第2条第2項により添付書類十一「変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」を添付が必要とされ、その上で、品質管理体制等に関する基準適合性(炉規制法第24条第1項第4号)を含め、承認の要件適合性が審査されている。

添付書類十一を参照せずとも本文9号の記載事項に係る変更が必要ないことが確認できる場合には、添付書類十一の添付は形式的なものに過ぎない。

(2) 変更承認申請における品質管理体制の審査実績

一般的には、審査において添付書類十一の記載内容に基づき本文9号に変更が生じないかどうか確認することになると考えられるが、本件(KUCAの想定誤りに係る申請)の審査においては、添付書類十一がないものの、本文9号に変更が生じないことを以下のように審査している。

- ① KUCA (想定誤り) については、添付書類十の過渡解析の評価における解析条件の想定誤りを踏まえて変更承認申請がなされたものであり、設置者の設置変更承認申請を行った当時における品質管理に必要な体制が機能していなかったことに問題がある。そのため審査においては、審査会合において、解析条件を誤って設定した原因、再発防止策について説明を求め、設置者の品質管理体制の改善について確認している。
- ② 具体的には、設置変更承認申請時におけるレビュー体制や方法が不十分であったことが原因であり、再発防止策として新たなレビュー体制を構築(申請業務小委員会の設置)することを確認した。これらの再発防止策については、保安規定へ反映(令和3年2月8日再発防止策に係る保安規定の変更承認申請の補正、令和3年3月30日認可)することを確認し、本文9号の変更の必要性はないと判断した。
- ③ このように、添付書類十一によらずとも実際の審査において、本文9号に変更が生じないことが具体的に確認できていることから、改めて添付書類十一の提出を求める必要がなかったものである。

(3) 変更承認の取り扱い

本文9号の記載事項に変更が生じないことが確認できていることから、3条改正の経過措置による届出時に確認した、品質管理体制が炉規法第24条第1項第4号に規定する基準に適合している状態に疑義が生じることはない。

このように、品質管理体制に必要な体制の整備に係る許可基準の適合性に関しては、添付資料によらず審査が可能であったものであり、このほか、本件承認処分効力に疑義を生じさせるような安全上ないし法令上の理由は見いだせないため、承認処分については、特段の措置の必要はなく、改めて添付書類十一に相当する書面を提出することも要しないと判断する。

3. 再発防止策

本件は、審査の内容において実質的な過誤はないとはいえ、試験炉則の規定そのものに照らせば形式的な瑕疵があったことは事実である。

原子力規制庁としては、本件事案を受け、不適合管理に基づく改善を行い、審査において形式上の不備が起こらないよう対応するとともに、「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」（2017年6月制定、原子力規制部）に本事案の再発防止策を反映し、適切に審査業務を遂行していくこととする。また、設置者に対しては、添付書類十一の添付の必要性及び変更後における品質管理体制が基準に適合することを確認するための必要な説明の記載を求めることを周知することとしたい。